

教えて、玉ちゃん!

「〇〇って、よく分からないい〜!？」



お任せください。
「ややこしい話」を「やさしい言葉」で
解説いたしましょう!

「退職後の健康保険」

定年退職の際、年金をもらう手続きは行ったものの、意外と見落としがちなのが健康保険の手続きかも知れません。

今月は退職後の健康保険手続きについて考えてみましょう。

(ここで言う「退職」は定年退職に限らず、すべての退職が該当します)



★どんなパターンがあるの？

4つのパターンが考えられます。

ひとつひとつのパターンの内容を見ていきましょう。

★パターン1「すぐに再就職して、その会社の健康保険に入る」

退職してもすぐに別の会社に就職が決まり、その会社の健康保険に入ることができれば一番簡単かも知れません。その際には、健康保険だけでなく厚生年金にも同時に加入することになります。

★パターン2「家族が加入している健康保険の被扶養者になる」

家族のどなたかが健康保険に加入していたら、その健康保険の被扶養者になることができます。加入条件として、年収180万円未満(60歳未満の場合は130万円未満)。年収には、年金や雇用保険の失業給付も含まれます。

★パターン3「国民健康保険に加入する」

退職後14日以内に、住所地の市町村役場の窓口で加入手続きを自分で行います。

健康保険の資格喪失の証明書等が必要となります。

保険料は前年度の収入をもとに計算します。窓口で尋ねれば教えてもらえます。

★パターン4「任意継続被保険者になる」

退職した会社の健康保険に引き続き加入することを「任意継続」(ニンケイ)と言います。

これは、資格喪失の日の前日まで、継続して2ヶ月以上の被保険者期間があり、資格喪失の日から20日以内に申請することによって、最大2年間入ることができます。

注意する点は、保険料負担。ニンケイは全額自己負担になります。介護保険該当者の場合、会社勤めのときに支払っていた保険料の2倍の額か、26,404円(全被保険者の平均が上限)のいずれか低い方の額になります。

★どのパターンが一番得なの？

どれを選んでも、医療費の自己負担は3割で同じ。だったら、少しでも保険料が安い方がお得かも知れません。

(2007年4月1日より、傷病手当金の支給対象からニンケイが除かれる予定です)